

## 代表質問原稿

渋谷区議会民主党 浜田浩樹

渋谷区議会民主党を代表して、区長ならびに理事者に質問をいたします。

・8月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙の結果をうけ、9月16日に鳩山内閣が発足しました。多くの国民が現状の政治に行き詰まりを感じ、数多くの失政に対する怒りを表した結果であり、長らく続いてきた官僚支配の政治が終わり、国民が選んだ政治家主導による改革が始まった瞬間でもありました。

国民の目線に立って今までの制度やしぐみを改革するとともに、国民に約束をした政権公約の着実な実行による政治の信頼回復が求められていると思います。

桑原区長も先ほどの冒頭の発言の中で政権交代にふれ、「区政のあり方を改革していく努力」と「地方分権は急ぐべきである」と述べられています。

これについて2点お伺いしたいと思います。

まず区長がこれまで区政の中で接してきた区民生活の中から知った時代変化とは具体的に何なのか、これを受けて区政のあり方をどのように改革していこうと考えるのか伺います。

また今回、民主党がマニフェストに掲げた地方分権の施策についての評価と、区長自身が考える地方分権についての具体的な考えをお伺いしたいと思います。

・2点目に猛威をふるう新型インフルエンザについて質問いたします。新型インフルエンザの現在までの流行状況についてお聞かせいただきたいと思います。

また、今回のメキシコでの豚インフルエンザに端を発する流行は毒性が低いということで通常の対応に切り替えられましたが、国内での流行は続き、亡くなる方もあり、やむ気配はありません。もし、今後爆発的に流行するとなれば、これまで以上の手立てを取る必要がでてくるのではないのでしょうか。一定以上の流行となった場合に、小中学校を一齐に休校したり、区民の行動の自粛を呼び掛けたりすることも考えはあるのでしょうか、どのような考え方で対処をするのでしょうか、区長の考えを伺います。

・抗インフルエンザ薬に関しては区の備蓄はなく「国や都が備蓄する」と計画されていますが、国や都からどういったルートで出回るのか、都の備蓄分に関しては優先順位はあるのでしょうか、他自治体と話し合いはしているのでしょうか。ご説明を求めます。

・新型インフルエンザに関する区からの情報提供は積極的に行われていると思いますが、区民が現在の状況を知りたいという場合の広報体制が不足しています。区からメールや文書・FAXなどでニュース形式に随時発信される情報提供は良いとして、区民が必要になった時の情報の参照ができるような今現在の情報を確認する体制に不足があると思います。例えば、ホームページを見れば常に過去のニュース形式の情報が出ているという形になっています。現状行っているニュース形式だけではなく、現在の状況、例えば休校している学校、閉鎖している施設など現在状況を集約した情報をテレホンサービスやインターネットなどを活用して掲示板のように開示できるようにすべきではないのでしょうか。

・新型インフルエンザで必要なのは、ただでさえ不足しがちである医療体制・医療リソース、例えば病院・ベッド・医薬品・人員を圧迫しないようあらゆる手を尽くすことだと考えます。その意味で、予防

接種等の予防医療は医療リソースを確保するために充実が求められていると思いますが、この予防接種についてはどのように取り組んでいくのか説明を求めます。

- ・定期接種であるはしかについて、4～6月が接種勧奨期間となっています。渋谷区での4～6月の接種率はいくらで、昨年と比べて向上しているのでしょうか。未接種者に対し、積極的な勧奨策を行うことにより、年末に向けて95%の接種率を確保すべきであると考えますがいかがでしょうか。

- ・前回の定例会でも当会派の鈴木けんぼう議員より保健所長に対して質問いたしましたが、はしかについては、接種時期の問題があります。ほとんどの区で1歳の誕生日の前に予診票が手に届くようになっていますが、渋谷区は23区の中で一番遅いグループに入ってしまったっており、1歳の誕生日には接種できない子どもが多くなっています。1歳の誕生日に接種させようというキャンペーンが国を挙げて進む中、これでは問題があります。早く送られるよう変更すべきと考えますが、区長の考えはいかがでしょうか。

- ・日本脳炎について、新ワクチンが利用されるようになりました。定期接種であります。厚生労働省は積極的勧奨を差し控えたままですが、理由は「品薄のため」「安全性確認のため」となっています。他の自治体では予診票を送付している場合もあり、区としても早めに予診票送付再開へむけた準備をすべきと考えますがいかがでしょうか。

- ・任意の予防接種についても、子育て支援の一環、心理的財政的支援の一環として取り組むべきであると考えます。任意予防接種への支援強化を求めたいと思いますが区長の考えを伺います。

- ・先日、総務区民委員会で恵比寿区民施設の建て替えの際に恵比寿出張所の窓口機能を、現在、新橋出張所の仮施設のある恵比寿駅の東口下の場所に移し、現在の恵比寿出張所には相談・取次機能などを残すとする計画が報告されました。

出張所の場所の変更、機能の変更となると、渋谷区の場合は多くのコミュニティの形成が出張所の管轄単位でなされていることもあり、住民からの理解を得ることが非常に重要になってくると思います。

出張所というところまず真っ先に「住民票の写し」の交付を思い浮かべますが、コンビニでの証明書発行の実験が始まれば、窓口や自動発行機ともこの機能についても見直しが必要になってくると思われます。

行政コストの軽減という点でいえば当然、区民のニーズが低かったり、効率的でない施設や組織は見直さなければならぬものと思います。

証明書発行については、一方で自動発行機の操作が困難な方もいます。また区民からの相談業務については、対面での窓口業務も不必要になるものではなく、むしろ重要性を増してきます。

単純で定型的な業務、事務手続きと、個々の事情に対応して行うべき業務をしっかりと切り分けて、技術の発展により効率化できるものは効率化し対面・フェイスツーフェイスの丁寧な相談対応に多くの時間と労力を傾けていく必要もあると思います。

今後の出張所の窓口機能の展開についてどのように考えるのか区長の考えを伺います。特に今後は区民からの一般の相談機能が重要になってくると思われます。何かとタテ割りと言われるお役所仕事のイメージを打ち破って、生活相談から区役所の業務案内、観光案内まで何でもこなす万能な相談窓口をそれぞれに出張所に作ってはどうかでしょうか。

- ・区立宮下公園の整備について、2009年8月27日にナイキ・ジャパンとの間でネーミングライツ・

命名権に関する契約を締結したことが都市環境委員会で報告されています。かねてから宮下公園については、施設が老朽化し、ホームレスが多く集まり、公園としての機能が失われていることは問題視されてきました。スポーツ施設を充実し、デモの集合解散場所などの集会在これまで通り行えるようにするとともに、バリアフリー化や緑化を進めることは歓迎すべきです。都市公園として広く多くの区民が憩える場所を復活させなければなりません。宮下公園の整備やそれに対して民間企業が協力することには大いに意義を認めるところですが、このネーミングライツ・命名権売却を含めた事業の進め方には決定の過程に疑問も残るところです。

加えて課題となっている宮下公園でのホームレス対策については今年の第三回定例会でも福祉的な対応をお願いしました。

渋谷区内と宮下公園の現在のホームレス現状、人数等の状況についてお知らせください。

また宮下公園整備のための工事については、ホームレスの方が寝泊まりしている、そのままの状況では難しいと思いますが、これについての対応方針は決まっているのでしょうか。また、これまでの路上対策事業で宮下公園のホームレスの方々にはどのように接してきていて、今後はどのように接するのでしょうか。

今月26日に渋谷区議会民主党の4名で路上生活者緊急一時保護施設・世田谷寮、自立支援センター・品川寮を視察してまいりました。特に、いずれの施設も入所者が定員いっぱいの状況で、入所が順番待ちになっている現状でありました。また、若年者の入所者も非常に多くなっていました。宮下公園の対策を考えたとき、現下の社会情勢のなか非常に心配な部分もあります。

また現在、東京都と23区で行っている路上生活者対策事業への評価と区長自身のこの問題に対しての所見を伺います。

このネーミングライツについては、私も今年の第3回定例会で質問いたしました。また、本年6月の第2回定例会でもネーミングライツ・命名権について当会派の鈴木けんぼう議員が積極的に推進する立場から質問しているところです。これに対する区長の答弁の中で不足と感じるのは、ネーミングライツ・命名権の選定基準と選定方法を定める考えはないとしたところであり、情報公開が不徹底ななかで事業を進めてきた点です。

いまだに渋谷区においては広告一般についての広告基準を定めていません。23区においては現状ほとんどの区において広告基準が定められ公開されているか、制定が検討されています。渋谷区においては、「しぶやわたしの便利帳」の広告の例がありますが、公平性の確保や危機管理の観点からネーミングライツも包括する一般的な広告基準を明確に定め公開すべきと考えますので、改めて質問いたしますが、区長の考えを伺います。

・ネーミングライツについては積極的な活用を提案してきましたが、明確な選定基準や選定方法、公募などの公平性と透明性の確保のための制度が整っていなければ、区民からの理解は得られません。公衆便所にもネーミングライツが導入されすでに実施されているものもあります。前回の定例会でも区長は答弁されておられますが、ネーミングライツには企業からの提案の形もあれば、基準を明示して公募する方法もあります。今後も企業から提案されてから選定の方法などの対応を決めるというのは公平な方法とは言えません。

行政や政治との接触が多い企業ほど有利になる制度になっているという疑念を持たれてはならないと

思います。

今後もネーミングライツを定着させていくならば、今後も企業からの提案を想定してネーミングライツについて一般的に、基準や決定方法などの取り決めを行うべきです。区の施設や構造物などにどんな提案があっても対応できるようにしておく必要があると思います。

横浜市ではネーミングライツについての一般的なガイドラインを定め、市が施設を選定して募集する以外にも、対象の施設を市が指定せずに、つまり提案者が着目した施設について、広く一般の団体等からの提案を定期的を受け付けています。このガイドラインでは、市役所や区役所、学校などを除いて幅広い施設を対象としており、いずれの場合も関係者や市民の意見を聴取することを定めや審査基準などを明確にしています。実際に市が施設を選定せずに提案を募集した例では「俣野公園野球場」において市内の私立大学との間で契約締結・実施に至っており、横浜市は本年も提案の募集を行っております。

ぜひこうした例も参考に、渋谷区でもこうしたガイドラインを作成すべきと考えます。

今後のネーミングライツ事業の展開と併せて区長の考えを伺います。

- ・あわせて区立公園について2点質問します。

最近、区立公園において公園のトイレが閉鎖されていたり、水道の栓が閉められているなどの苦情が寄せられることがあります。公園課に問い合わせたところ、いたずらされたりすることがあったため閉鎖しているとのことですが、特に障害者用のトイレが閉鎖されていたこともあり大変不便をしている方もいるようです。利用者への配慮が欠けているのではないのでしょうか。状況の説明と巡回や監視を強化するなどのことはできないか、改善の方策をお示しいただきたいと思います。

・区立公園は震災時の一時集合場所に指定されていることも多く、震災対策の拠点として重要です。震災が起きた際には、飲料水や食料、ライフラインの確保と同時にトイレも非常に重要視されています。水洗トイレが機能しなくなった場合に備えて渋谷区では避難所には下水道に直接つながったマンホールトイレを整備していますが、これを区立公園にも設置できるように準備すべきではないのでしょうか。また区立公園のトイレの耐震についてはチェックしているのでしょうか。

- ・宮下公園整備に関して、気づいた点を例に情報公開制度と文書管理について質問いたします。

ある区民の方が、宮下公園整備の件で質問したいと思い関連の文書について渋谷区に情報公開をしたところ、いずれも不存在で請求に応じられないとの決定通知書を受け取ったことがあったとのことでありました。

8月28日付けで「宮下公園の整備にあたっての区とナイキとの契約書」「宮下公園にいる野宿者に対して工事期間中の対策についての文書」などいずれも不存在と回答しているようであります。7月1日に公園整備説明会、8月27日に契約が締結されているにも関わらず、全く文書がないというのは少し理解できない結果だと思いました。

この例をみるように、情報公開制度において不存在として返答している例が非常に多いと思います。また2週間以内で返答できていない例も多いようです。昨年度1年間で全体で261件請求があったうち、不存在となったのは33件、また原則2週間で公開の可否を決定すべきところ、2カ月以内で返答できなかったのは50件とのことでありました。

請求の窓口に行った方の話を聞くと、対応した職員から「難しい」「時間がかかる」というネガティブな対応を取られたという感想しか聞かないのが現実です。これではとても区民の知る権利を保障してい

るとは思えません。

誠実な対応を求めるとともに、的確かつスピーディに要求に答えることで知る権利を保障し業務を効率化するため、情報公開制度においては対応方法を工夫する必要があるのではないのでしょうか。たとえばいくつかの自治体で行われているように、あらかじめ存在する文書リストを公開するとかの方法をとってもよいのではないのでしょうか。また、あらかじめ公開することが容易であったり、要望の多い文書については、あらかじめ閲覧可能にしたりホームページに公開しておく方法もあるのではないのでしょうか。

付属機関、外郭団体の会議の議事録は公開するなど、ホームページなどの活用で区民への情報提供を積極的に行うべきではないのでしょうか。

- ・また申請の方法についても電子メールやFAXで行えるようにするべきではないのでしょうか。
- ・また庁舎内の事務についても文書の電子化を進めるべきだと思います。検索したり、閲覧したりすることが容易になり外部からの要求に迅速にこたえることができ、あわせて経費の節減につながると思います。

ひとつ例をあげれば、各課や区立施設などに設置する例規集についてはオンラインでもほとんどが参照できるようになっていますから、例規集を置く数を減らしてもいいのではないのでしょうか。例規集の管理については、差し替えにも大変なコストがかかっているようです。例規集には多くの区で行われているように、条例・規則などと併せて補助金などの要綱、要領なども併せて公開することができるのではないのでしょうか。

以上、区長の考えを伺います。

・渋谷清掃工場の還元施設ふれあい植物センターの券売機の問題については、お伺いします。ふれあい植物センターの入場料は100円で、ニューヨークの地下鉄にあるような重厚な券売機と入場のゲートがあります。昨年の決算審査の中で明らかになったことですが、入場料の収入は2307人分で23万700円、これに対し券売機とゲートにかかるリース料金は218万円余とのことでありました。これは入場料収入の10倍を券売機とゲートの費用に支払っている現状であり、改善すべきではないのでしょうか。この券売機のリースの期限は今年度までと聞いていますが、更新するのでしょうか。

・ある市民団体が調査した全国の自治体の情報公開度ランキングというのを見て、気づいた点がありましたので質問させていただきます。この情報公開度ランキングでは、首長、渋谷区でいえば区長の交際費の公開状況、入札調書の公開、情報公開手数料などを比較して点数化しておりました。その中で入札調書の公開の項目ではA4のコピー用紙の入札価格の公開状況が指標になっていました。

そこで私はA4のコピー用紙の価格を情報提供を依頼して確認したところ、単価供給契約ということになっており、グリーン購入法の基準を満たす再生紙の製品ということで1箱2500枚単位で1,375円(税抜)でありました。ちなみに、これはある大手のカタログ文具通販で1,423円でしたので、区の単価契約よりも安いものでした。経費節減に向けて努力している様子はよく分かります。

しかしながら、この情報公開度ランキングでは低い評価になっておりました。

これは渋谷区があらかじめ発注の見通しや予定価格を公表していないからであります。

そこで具体的に質問します。昨年度、渋谷区でA4のコピー用紙は何枚使用されていますか。この契約方法や情報公開のあり方を見直す考えはありませんか。

特に区内の事業者のために、事業者向けの広報や情報公開を徹底していく必要があると思います。きちんと入札予定価格を事前に公開している例事後に公開している例も多くあります。入札以外の簡単な契約にも区内の事業者登録制度を定め、そうした手続きを公開し、ていねいに広報している例もあります。こうした例も参考にすべきと思いますがいかがでしょうか。

・区民会館などの区民施設の予約システムについてお伺いします。現状、渋谷区においてはスポーツネットによって、西原のスポーツセンターなどの施設は事前の登録が必要ですが、オンラインで予約状況の照会や予約が行えます。

これ以外の区民会館などの施設、コミュニティ施設についてもオンラインでの予約ができるようにすべきではないでしょうか。特にオンライン化の際には現行のスポーツネットなどと統合して、汎用性の高いシステムを作るべきです。

無料・有料、優先のありなし、施設ごとの登録の必要性、構成員や居住地の要件、団体の目的、所管課の違いなど様々な要素がありますが、今まで別々に行っていた業務を統合しオンライン化することは区民の利便性を高め、コストの削減にもつながるものと思います。同時に各施設の窓口でも取り次ぎで照会・予約ができるようにすることや、単一の電話番号でのコールセンターを設けることも検討されるべきです。

区長の考えと現状の予約システムの検討状況についてお聞かせください。

8点目に二輪車の駐車場の問題について、お伺いします。

・多くの自治体で放置駐車、放置自転車課題になっていますが、渋谷区でも例外ではありません。特に渋谷区では買い物や駅などの目的地での放置駐車・駐輪だけでなく、居住地に駐輪・駐車場がないことによる本来止めるべきでない場所、例えば公園屋公開空地への放置が目立っています。こうした二輪車への対策のため、住宅地の中でも月極めの駐輪・駐車場などの整備を進めるべきではないでしょうか。

・ほとんどのマンションで大型の二輪車については駐車場代を徴収するようにもなっており、駐車場をめぐる状況は自動車と変わらないものがあります。いわゆる車庫法とも呼ばれる自動車の保管場所の確保に関する法律などで渋谷区では4輪の自動車、軽自動車が車庫登録の対象になっています。自動車と同じように大型の二輪車や青いナンバーのミニカーについては、区で独自に条例を制定し、放置の防止、安全管理のために保管場所登録制度を取るべきではないでしょうか。

・9点目に高齢者福祉と公衆浴場について質問します。

今回、提出予定の補正予算の中でプレミアム付き商品券「ハチ公商品券」の発行が計画されていますが、このような形のものを百歳祝品、米寿祝品、などの敬老事業に活用する考えはないでしょうか。ハチ公商品券については、より多くの区民に活用して盛り上げていくことが事業の成功のカギだと思います。

・また敬老館・はつらつセンターなどでの高齢者の入浴施設と公衆浴場の支援についてお伺いします。福祉保健委員会や予算・決算の分科会で毎度、取り上げてきておりますが、玉川湯の問題もありましたので、区長の考えを聞きたいと考え本会議で質問をさせていただきます。

まず公衆浴場・銭湯は区内に16件あり、年間ののべ入場者はおよそ100万人です。年々いずれも減る傾向にあります。これに対して、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律というものが、自

治体の責務をうたっています。燃料費助成、施設更新助成、親子入浴デーなどのイベントの委託、生活保護の法外援護による入浴券の配布など、区からの直接・間接の援助は年間総額1億円を超えています。入場者100万人・大人450円に対して非常に大きな割合です。

また敬老館・はつらつセンターには入浴施設があり、また新橋、恵比寿に予定をされている敬老館建て替え後の区民施設にも入浴施設を整備することで進められています。

当初は、銭湯と敬老館などの入浴施設は競合は少なかったものと思いますが、社会情勢の変化により年々、利用者からみれば競合している機能になってしまっている印象を受けます。高齢者サービスの敬老館・はつらつセンターとの役割分担を明確にし、双方の展開・支援を考えていくべきではないでしょうか。

特に敬老館・はつらつセンターでの入浴施設は実際には、自宅での入浴の代わりとして利用している方も多く、当初考えられていた、コミュニティ形成、憩い、健康づくりといった部分からはだいぶ離れてしまっているものと思います。一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増え、自宅で入浴が難しい方が増えていることに着目して、そうした福祉的な観点から入浴施設の目的を再確認し、条例や福祉サービスの中で定義付けし直す必要があると思います。

それぞれの事業の位置づけを改めて政治のリーダーシップで捉えなおすことが必要と考えます。また、当面、現状の成り行きに任せるにしてもそれぞれの機能についてコスト面を把握しておき、分かりやすく区民や関係者に示しておくべきとも思います。区長の意見を伺います。

・10点目に障害者福祉・はあとぴあ原宿について質問いたします。

今月17日に開設から1年あまりを経過したはあとぴあ原宿を視察してまいりました。伺った時間帯には入所・通所者の皆さんがいくつかの工房に分かれて、編み物をしたり、お菓子を作ったり、いきいきと活動されている現場を拝見させていただきました。職員の皆さんから丁寧な説明を受け、安全管理の状況など施設の状況がよくわかった。

平成20年度まで神南小学校で実施していた「きこえとことばの教室」の幼児部が移管された「はあとぴあピッコロ」の部屋も見学しました。

ここで感じたことですが、今まで委員会視察や会派視察などでも他の自治体の同種の施設を拝見させていただきましたが、はあとぴあ原宿は施設が新しいこともあり、建物の印象や設備の内容も申し分ないものと思います。しかしながら、渋谷区においては広さ、空間の資源に制約がありますが、もう少しのびのびと子どもたちに遊んでもらうことはできないかとも感じました。「はあとぴあキッズ」では少し遊具・設備類も不足しているように感じました。

よく発達障害の分野では、3歳児までは運動によりバランス感覚を養うなどの感覚統合が発達障害に対する手段としてはとてもよいということが言われています。こうした点を踏まえて、さらに施設の充実を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

・また施設全体については、社会福祉法人への委託という形で行われていますが、利用者の選定はどのような手順で行っているのでしょうか。区で責任を持って行っていると言える体制にあるのでしょうか。以上、2点について説明を求めます。

・本年8月にトルコ共和国・イスタンブール市ウスキュダル区、9月にはフィンランド共和国ヴィヒテ

ィ市との職員や議員、区民代表等を派遣する事業が行われました。自治体の立場で情報交換や交流により、世界的な視野を持って相互理解を深めることは意義があることと思います。

しかしながら議会と区長の関係という点で、一点申し上げますと、必ずしもこのように区長側からの提案で、区長部局の予算で区議会議員が職員とともに海外へ派遣されることが常態化してはならないと思います。今回の事業も予算内示という形で区長から提案があったもので、本来ならば事前に区長と議会が協議を行って事業の実施について決めるべきではなかったでしょうか。また、当初から申し上げてきましたように区民の理解を得るように最小限の費用で最大の効果を上げるべく努力することが求められています。

あらためて区民に成果を広く伝えていくことも求められていると思います。今回のトルコ・フィンランドでの交流の成果について区長にお伺いします。また報告書や議員からの報告もあると思いますが、実際に現地へ行った職員の報告や感想を聞くべきだと思いますので、トルコ共和国・イスタンブール市ウスキュダル区について、柴田・清掃リサイクル 部長に、フィンランド共和国ヴィヒティ市について、池山・教育長に特に都市交流を通じて感じたことについて報告を求めたいと思います。

・ 今後は区民レベルでの交流が深まり、交流の目的が達せられることを期待するものですが、区長に対し、両都市との今後の交流の方針についてお伺いします。

・ 都市間の交流を考えると、国内の都市こそ重視すべきだと思います。特に渋谷区は農業生産の現場というものが区内になく、児童・生徒、一般区民の食育や食の安全確保や、環境問題への理解を深めようと考えるとき、体験学習や農村体験、ボランティアなどを通じて交流というものが欠かすことができないことと思います。都市と農村が支えあって、それぞれが成り立っていることも改めて認識すべきです。飯田市での農業体験を中心とする交流は非常に意味のあるものだと思いますが、国内の都市との交流について区長の考えを伺います。